

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

就任年月日 理事・監事の別氏名住所
平成29.10.20 監事 森出義弘 夕張郡由仁町古川217番地

北海道告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（神竜秩父別地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成29年11月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年11月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第648号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年11月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

目次

告 示

○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………	(農業施設管理課)	6
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	6
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	6
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	6
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	7
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………	(都市環境課)	7

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	7
○特定調達契約に係る入札の公告……………	8
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	9

告 示

北海道告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、留辺薬土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成29年11月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年11月10日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成29年11月10日

北海道知事 高橋 はるみ

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第649号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年11月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道留萌振興局留萌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年11月10日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 幌糠小平停車場線 留萌郡小平町字岐富85番1地先から 平成29.11.10
同郡小平町字岐富155番地先（河川敷地）まで

北海道告示第651号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成29年11月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 帯広市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・3・47号学園通）
- 3 事業施行期間 平成28年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地（収用の部分） 平成28年北海道告示第257号の事業地のうち西13条南41丁目、西15条南41丁目、稲田町基線及び稲田町西1線地内において事業地を変更する。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第86号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年11月10日

北海道胆振総合振興局長 本間 研一

- 1 落札に係る物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量
 - (1) 混合塩化物（粒状凍結防止剤）／胆振地区 2,370,000キログラム
 - (2) 混合塩化物（粒状凍結防止剤）／日高地区 310,000キログラム
 - (3) 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）／胆振地区 35,600キログラム
 - (4) 塩化カルシウム水溶液（液状凍結防止剤）／日高地区 50,420キログラム
 - (5) カルボン酸塩系（粒状凍結防止剤）／胆振地区 53,000キログラム
 - (6) すべり止め材（砂・碎石 混合）／苫小牧出張所 700,000キログラム
 - (7) すべり止め材（砂）／洞爺出張所 950,000キログラム
 - (8) すべり止め材（砂）／門別出張所 5,000キログラム
- 2 落札を決定した日 平成29年10月11日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)
 - ア 氏名 株式会社東宏
 - イ 住所 札幌市東区東雁来9条3丁目2番3号
 - (2) 1の(2)及び(6)
 - ア 氏名 株式会社ゴードー
 - イ 住所 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
 - (3) 1の(3)及び(4)
 - ア 氏名 ナラサキ産業株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地

(4) 1の(5)

ア 氏 名 ソリトン・コム株式会社

イ 住 所 札幌市中央区盤溪365番地

(5) 1の(7)

ア 氏 名 道路工業株式会社

イ 住 所 札幌市中央区南8条西15丁目2番1号

(6) 1の(8)

ア 氏 名 さくら佐藤建設株式会社

イ 住 所 新冠郡新冠町字中央町17番地の9

4 落札金額

(1) 27.00円

(2) 27.00円

(3) 36.00円

(4) 36.00円

(5) 190.00円

(6) 19.40円

(7) 8.80円

(8) 89.50円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年8月25日付け北海道胆振総合振興局告示第71号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階

北海道渡島総合振興局告示第137号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年11月10日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部建設指導課）3台分 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成29年11月10日（金）から同年12月12日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課需品係）
- (2) 入札日時 平成29年12月22日（金）午前10時30分（送付による場合は、同月21日（木）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1)ア 名称及び数量 貨物兼乗用自動車の交換契約 1台
イ 予定時期 平成29年12月頃
- (2)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 1台
イ 予定時期 平成30年2月頃

(1)及び(2)について、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課需品係
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 3 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., December 22, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than December 21, 2017)
- C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

北海道オホーツク総合振興局告示第153号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。

平成29年11月10日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎一

- 1(1) 落札に係る物品等の名称（1トン又は1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量
- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ア 防滑材（碎石）バラ積み（網走市） | 890トン |
| イ 防滑材（碎石）バラ積み（美幌町及び津別町） | 1,000トン |
| ウ 防滑材（碎石）バラ積み（北見出張所管内） | 1,730トン |
| エ 防滑材（焼き碎石）バラ積み（斜里出張所管内） | 210トン |
| オ 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液） | 215,000キログラム |
| カ 粒状凍結防止剤（塩化ナトリウム・塩化マグネシウム混合物） | 502,000キログラム |
- (2) 落札を決定した日
平成29年10月16日
- (3) 落札者の氏名及び住所
- | | |
|---------|--------------------|
| ア(ア) 氏名 | 三崎産業株式会社 |
| (イ) 住所 | 網走市字潮見156番地1 |
| イ(ア) 氏名 | 三星運輸株式会社 |
| (イ) 住所 | 網走郡美幌町字東2条北1丁目12番地 |
| ウ(ア) 氏名 | 株式会社ロードテクノ |

- (イ) 住 所 北見市中央三輪 8 丁目 16 番地 7
エ(ア) 氏 名 道路工業株式会社
(イ) 住 所 札幌市中央区南 8 条西 15 丁目 2 番 1 号
オ(ア) 氏 名 株式会社三ツ輪商会
(イ) 住 所 北見市中央三輪 4 丁目 526 番地
カ(ア) 氏 名 太陽興産株式会社
(イ) 住 所 北見市西三輪 7 丁目 709 番地 8
- (4) 落札金額
ア 4,500円
イ 4,400円
ウ 4,900円
エ 8,200円
オ 40円
カ 29円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成 29 年 9 月 1 日付け北海道オホーツク総合振興局告示第 123 号
- 2(1) 随意契約に係る物品等の名称 (1 トン当たりの単価) 及び調達予定数量
ア 防滑材 (焼き碎石) バラ積み (紋別出張所管内) 190 トン
イ 防滑材 (焼き碎石) バラ積み (遠軽出張所管内) 370 トン
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成 29 年 10 月 16 日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社ロードテクノ
イ 住 所 北見市中央三輪 8 丁目 16 番地 7
- (4) 随意契約に係る契約金額
ア 7,200円
イ 6,700円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 網走市北 7 条西 3 丁目